

ハローワークからの重要なお知らせ

令和3年6月から、毎週木曜の開庁延長及び土曜開庁につきましては、実施場所をハローワーク松本に変更しました。

5月まで

ヤングハローワーク

(松本市深志 1-4-25 松本フコク生命駅前ビル 1階)



6月から

ハローワーク松本

(松本市庄内 3-6-21 TEL.0263-27-0111)

※変更後の開庁延長は 6月3日(木) から

土曜日開庁は 6月12日(土) からです。

平日夜間開庁日

※毎週木曜日開庁(17:15~19:00)

土曜開庁日

※第2土曜日開庁(10:00~17:00)

●いずれも祝日を除きます。

開庁延長及び土曜日開庁は、在職中で通常の間帯にハローワークをご利用いただけない方を対象に、職業相談業務を行っています。

(注)雇用保険等の職業相談以外の業務につきましては、ハローワーク松本において平日の午前8時30分から午後5時15分の取扱いとなります。